平成２７年（フ）第３８号
大分県中津市2030番地１（萱津町）
債務者　木村真智子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月29日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第５３０号
東京都調布市仙川町１丁目２番地２ロワール仙川303
債務者　篠本　綾菜
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３６号
熊本県球磨郡錦町大字一武263番地
債務者　中村　亜矢
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第６１８号
東京都立川市富士見町２丁目22番19号エリール富士見206号
債務者　尾澤ゆかり
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７５２１号
東京都八王子市小比企町2376―103
債務者　岡嶋　政博
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３４９号
東京都目黒区下目黒３丁目４―28―301
債務者　由比　暖子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７１４号
東京都中野区若宮３丁目３―11―301
債務者　畠山　隼輝
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７３７号
東京都世田谷区南烏山６丁目33―25　ダイホープラザ千歳烏山Ｂ棟201
債務者　川崎　　賢
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第９３号
大阪府高石市西取石７丁目13番５―107号、開始決定時大阪府泉大津市穴田73番地の６ふじブルーム305号
破産者　田中　修一
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
大阪府岸和田市春木泉町13番26号
破産者　植田工務店こと　植田　規夫
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
大阪府岸和田市土生町317番地の14
破産者　中野　宏治
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
奈良県吉野郡東吉野村大字平野811番地の１
破産者　福岡　和男
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３１号
徳島県阿波市土成町吉田字出口25番地１
破産者　野上　清孝
1　決定年月日　平成27年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１３号
札幌市東区北36条東26丁目１番30号　フラッツ丘珠202、住民票上の住所旭川市末広３条１丁目１番27号　グラッツアⅡ　103号室
破産者　平舟　勝也
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１５号
埼玉県行田市壱里山町７番地３
破産者　迫頭　英二
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２２号
埼玉県本庄市児玉町児玉178番地
破産者　加藤　茂夫
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第７４号
埼玉県行田市押上町16番地25　エルディム小暮201号、旧住所埼玉県行田市大字白川戸207番地２
破産者　野口みゆき
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部